

④ 役員に対する利益変動給与の取扱い

Q : 役員に対する利益変動給与が、損金算入できるようになったそうですが、どのようなになったのですか？

A : 一定の要件を満たす業務執行役員に対する給与は、損金算入できますが、それ以外は損金に算入できません。また、同族会社には適用がありません。

【解説】

法人税では、これまで、利益を基礎として算定される業績連動型の役員給与(利益連動給与)は、賞与として、損金に算入できませんでしたが、会社法や会計基準において、役員賞与も報酬の一部であるとされたことから、一定の要件を満たす利益連動給与については、損金算入が認められるようになりました。

一定の要件とは、次の要件をいいます。

- ① 非同族会社であること
- ② 業務執行役員に対する利益連動給与であること
- ③ すべての業務執行役員に対して適用されること
- ④ 算定方法が、利益に関する指標(有価証券報告書等に記載されているものに限る)を基礎とした客観的なもので、一定の要件を満たすものであること
- ⑤ 給与が、利益に関する指標が確定した後1月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること
- ⑥ 給与を損金経理していること

